

たたかってこそ労働組合!

日刊
動労千葉

1988.9.1
No.2883

国鉄千葉動力車労働組合

千葉市要町二一八(動力車会館)
(鉄電)二九三五(六)公衆(〇四七)二二七二〇七

第五期労働学校はじまる

八月二七日、動労千葉第五期労働学校が開校した。これまでのI期、II期とは違うかたちで、第三期は広く多くの組合員に結集してもらおう方式をとり新たなスタートとなった。

第三期第一回は、布施書記長の「職場活動、職場抵抗闘争入門―奪われた権利を奪い返すために」、中央大学助教授・近藤昭雄先生の「労働者の権利と不当労働行為」とふたつの講演を受けた。今回の労働学校は、当局による不当労働行為が日常的に横行するなかで大変役に立つものとしてあった。第二回目は十月下旬予定、多くの組合員、組織外からの結集をお願いします。

組織強化をかちとり、 日常的職場抵抗闘争の確立を!

まず、午前には布施書記長の講演を受けた。布施書記長は、第一に、「分割・民営化とは何であったのか」ということをもう一度思い起し、教訓化したたかいぬくこと。第二に、労働者の権利を学び、これを徹底的に活用すること。第三に、不当労働行為とは何か。第四に、労働者の権利を守るにはたたかう以外にないこと。第五に、敵の組織切り崩しの手口を全面的に暴露し、第六に、実践的課題を提起した。

たたかう以外に労働者の権利は守れない

つづいて、午後から近藤昭雄先生の講演を受ける。明らかに変わったことは、今日、当局が行っている強権的労務政策は、そのすべてが不当労働行為であり、違法行為であることである。

近藤先生は、まずはじめに、労働組合がたたかうことを通してこそ労働者の権利が守られることを強調された。

そして第二に、業務命令と組合活動という点にふれ、業務命令による一律支配を打ち破るために、就業規則、労働協約、労働実行などを熟知すると同時に、これらのものは結局、日常的な組合活動と当局とのせめぎあいのなかで決定される。

今の多くの労働組合にいえることは、労働組合としての自律性をもって職場の問題にあたらなくてはならないとされ、

第三に、不当労働行為とはどういうものなのかという点にふれ、労働委員会のしくみ、具体的に不当労働行為の例をあげて話された。

そのなかで、①JRの就業規則のなかに「業務が終了したら直ちに帰れ」なるものがあるが、組合活動に基づいて職場にいることを当局側が「退去せよ」というのは明らかに組合運動への支配介

入 ②組合パッチに対する規則は、組合パッチを

していることで、業務に何ら支障をおよぼすわけではなく、これも明らかかな支配介入であること。

③当局が労働条件にかかわる問題を人事権をたてに団交案ではないとするのは、明らかに団交拒否であり、労働委員会などの場で争うことも充分可能であるなどを明らかにされた。

その他、賃金差別、組合事務所や組合掲示板の便宜供与のことなどを明らかにされた。

今回の講座は、差別には徹底的にたたかうべきことを確信する講座であり、質問も受講者から次々と出され、予定時間を一時間以上オーバーし成功裡に終了した。

今後、労働学校の充実を図り、敵の狙っていることを見極め、日常的な活動の糧にしていかなければならない。



具体的な例を出しながら解説する近藤講師の講演は非常に分かりやすく、予定時間をはるかにオーバーする質疑が行われた。

全組合員・家族の強固な団結で組織破壊攻撃を粉碎せよ!